

日米合同委員会の正体とは

闇の権力・支配構造の謎に迫る 2018

日米合同委員会と謎の権力構造の正体に迫る

日本の主権を侵害する米軍優位の「密約機関」

2018.10.28 吉田敏浩

1. 米軍機墜落事故では米軍が現場を封鎖。日本側は現場検証も事情聴取もできない。

米軍は事故原因の究明は二の次で訓練飛行を再開し、日本政府は容認するばかり。

厚木、横田、嘉手納、普天間など米軍基地周辺の住民による米軍機騒音訴訟で、騒音公害として違法性と損害賠償は認められるが、飛行差し止めは認められない。

米軍の活動に日本政府の規制は及ばないので差し止めはできないと裁判所は判断。米軍の活動に対し日本の行政権も司法権も及ばない実態。

日本各地で米軍機の危険な低空飛行訓練も野放しにされている。

主権が侵害されているため、憲法で保障された人権も侵害される結果となっている。

2. 米軍優位の不平等な日米地位協定が、米軍の特権を認めている。

米軍基地の場所が限定されず、日米合同委員会の合意で決める「全土基地方式」。

米軍は出入国自由、基地の運営・管理などに必要な全ての措置を執れる、基地返還の際の原状回復や補償義務を負わない、米軍人・軍属の公務中の犯罪(過失致死傷など)の第1次裁判権は米軍側にある、公務外の事件・事故の被疑者の身柄が米軍側にあるときは日本側が起訴するまでは身柄の引き渡しをしないなど、米軍側に有利な規定。

こうした状態で、日本は真の独立国・主権国家といえるか。

3. 米軍優位の地位協定の構造をより強固にする裏の仕組みが、日米合同委員会の合意。

A. 日本の高級官僚と在日米軍の高級軍人で構成。日米地位協定の解釈や運用に関する協議機関で、その実態は謎。

日本側代表は外務省北米局長で、代表代理は法務省大臣 官房長、農林水産省経営局長、防衛省地方協力局長、外務省北米局参事官、財務省大臣官房審議官。

アメリカ側代表は在日米軍司令部副司令官、代表代理は在日アメリカ大使館公使、在日米軍司令部第五部長、在日米陸軍司令部参謀長、在日米空軍司令部 副司令官、在日米海軍司令部参謀長、在日米海兵隊基地司令部参謀長。

B. それが本会議で、その下に施設・財務・調達調整・労務・出入国・通信・周波数・民間航空・刑事裁判管轄権・民事裁判管轄権・環境など分科委員会、建設・港湾・道路橋梁・陸上演習場・海上演習場など部会があり、日米合同委員会と総称される。

C. 米軍基地・演習場の場所の決定、基地・演習場のための土地収用、滑走路など各種施設の建設、米軍機に関する航空管制、米軍機の訓練飛行や騒音、墜落事故などの被害者への補償、米軍が使う電波の周波数、米軍関係者の犯罪の捜査や裁判権、基地の環境汚染、基地の日本人従業員の雇用など、さまざまな問題が協議される。

- D. 分科委員会や部会では、各部門を管轄する日本政府省庁の高級官僚たちと在日米軍司令部の高級将校たちが実務的な協議をする。合意された事項は「勧告」や「覚書」として合同委員会の本会議に提出、承認される。
- E. 通常の国際協議ではあり得ない文官対軍人の組み合わせ。アメリカ側は軍事優先で協議にのぞみ、要求を出す。米軍優位の日米地位協定が土台にあり、ほとんどの場合米軍に有利な合意が結ばれている。

4. 密室協議と議事録や合意文書の非公開、情報隠蔽。

- A. 日米合同委員会は1952年4月28日の対日講和条約、日米安保条約、日米行政協定(現地位協定)の発効とともに発足した。
- B. 本会議は毎月、隔週の木曜日午前11時から、外務省の会議室と、ニューサンノー米軍センター(港区南麻布にある米軍関係者の高級宿泊施設)の在日米軍司令部専用の会議室で、交互に開く。分科委員会や部会は各部門を管轄する省庁や外務省、在日米軍施設で、必要に応じて開く。関係者以外立ち入り禁止の密室での会合。
- C. 議事録や合意文書は原則非公開。情報公開法による文書開示請求をしても不開示。国会議員にさえも非公開とされる。合意の要旨は一部、外務省や防衛省のホームページなどで公開されるが、米軍に有利な内容が削除されたりする。
- D. そのため、法務省や外務省や最高裁などの秘密資料・部外秘資料(法務省刑事局の『秘 合衆国軍隊構成員等に対する刑事裁判権関係実務資料』、外務省の『無期限秘 日米地位協定の考え方』、最高裁判所事務総局の『部外秘 日米行政協定に伴う民事及び刑事特別法関係資料』など、在日米軍の内部文書、アメリカ政府の秘密文書などの調査を通じて、実態を探るしかない。

5. 日本の主権を侵害し、「憲法体系」を無視して、米軍に特権を認める日米合同委員会の密約。その数と全貌はわからないが、「密約体系」と呼べるほど大規模なものになっているはずだ。わかっているだけでも以下のとおり。

「裁判権放棄密約」(1953年)、米軍関係者の犯罪事件で日本にとっていちじるしく重要な事件以外は第1次裁判権を行使しない。

「身柄引き渡し密約」(1953年)、米軍人・軍属の犯罪事件で被疑者の米軍人・軍属の身柄を公務中かどうか明らかでなくとも米軍側に引き渡す。

「公務証明書密約」(1953年)、米軍人・軍属の犯罪事件で米軍が発行する公務証明書を、起訴前の段階でも有効と見なし公務中として、日本側が不起訴にする。

「民事裁判権密約」(1952年)、米軍機墜落事故などの被害者が損害賠償を求める裁判に、米軍側は不都合な情報は提供しなくてもよく、そうした情報が公になりそうな場合は米軍人・軍属を証人として出頭させなくてもいい。

「秘密基地密約」(1953年)、軍事的性質によっては米軍基地の存在を公表しなくてもいい。

「日本人武装警備員密約」(1952年)、基地の日本人警備員に銃刀法上は認められない銃の携帯をさせてもいい。

「航空管制委任密約」(1975年)、「横田空域」や「岩国空域」の航空管制を法的根拠もなく米軍に事实上委任する。

「航空管制・米軍機優先密約」(1975年)、米軍機の飛行に日本側が航空管制上の優先的取り扱いを与える。

「富士演習場優先使用権密約」(1968年)、自衛隊管理下で米軍と自衛隊の共同使用になった富士演習場を、米軍が年間最大270日優先使用できる。

「嘉手納ラブコン移管密約」(2010年)、「嘉手納進入管制空域」の日本側への移管後も、嘉手納基地などに着陸する米軍機をアメリカ側が優先的に航空管制する。

6. 米軍関係の事件・事故の真相解明と責任追及を阻む「民事裁判権密約」

- A. 1977年の横浜での米軍ファントム機墜落事故の被害者、椎葉さん夫妻が損害賠償を求めた民事裁判で、米軍の事故調査報告書の法廷への提供を求めたが、提供されなかった。日米合同委員会の事故分科委員会の調査報告書も全文は公表されなかった。
- B. 2006年の横須賀での米兵による強盗殺人事件の被害者女性の夫の山崎さんが、損害賠償を求めた民事裁判でも、在日米海軍の飲酒規制や外出規制などの記録の法廷への提供を求めたが、提供されなかった。
- C. その理由を米軍側は明らかにしなかったり、記録が存在しないとの理由を述べたりした。しかし、こうした対応の背後には、米軍側は不都合な情報は裁判所に提供しなくてもよく、こうした情報が公になりそうな場合は米軍人・軍属を証人として出頭させなくてもいいという「民事裁判権密約」があるのではないか。
- D. 最高裁部外秘資料に載っている「民事裁判権密約」(1952年)。

「しかしながら当該情報が機密に属する場合、その情報を公開することが、合衆国政府に対する訴の提起を助け、若しくは法律上若しくは道徳上の義務に違反する場合、合衆国が当該訴訟の当事者である場合、又はその情報を公にすることが合衆国の利益を害すると認められる場合には、かかる情報を公表し、又は使用に供することができない」

「軍隊の構成員及び軍属の証言が前記B(1)に掲げた種類の情報を公表するものではなく、またこれらの者が証人として出頭することが重要な軍事上の活動に支障を与えるものでない限り、これらの者が民事訴訟に参加することを許すことになっている」(合同委員会第7回本会議に提出された1952年6月21日附裁判権分科委員会勧告、裁判権分科委員会民事部会、日米行政協定の規定の実施上問題となる事項に関する件・1952年7月30日に承認)

- E. こうした米軍側に有利な部分が、外務省ホームページの「日米地位協定各条に関する日米合同委員会合意」では削除されている。情報隠蔽の一例。

7. 「安保法体系」が「憲法体系」よりも優位にあり、米軍の基地運営・軍事活動のフリーハンドの特権が認められている。

- A. 「安保条約——地位協定(旧行政協定)——安保特例法・特別法」の法的構造を「安保法体系」、「憲法——一般の法律——命令(政令など)」の法的構造を「憲法体系」と位置づける憲法学の「二つの法体系」論。憲法学者の長谷川正安が提唱。
- B. 1952年発効の対日講和条約、日米安保条約、行政協定(現地位協定)により、米軍は占領軍から駐留軍へと法的な地位を切り替え、占領時代と実質的に同様の基地の自由使用とフリーハンドの軍事活動を保障された。
- C. それに合わせて日本政府は、行政協定の実施に伴い米軍を特別扱いする一連の国内立法措置をとった。基地のために国有地を無償提供し、返還時の原状回復や補償の義務も免除する「国有財産管理法」、基地のために民有地の強制収用を可能とする「土地等使用特別措置法」、航空法で定めた最低安全高度や飛行禁止区域の遵守・夜間飛行の際の灯火や騒音基準適合証明などの義務

を米軍機に対して適用除外にする「航空法特例法」、米軍基地への許可なしでの立ち入り・軍事機密の探知などを罰する「刑事特別法」など、「安保特例法・特別法」と総称される17の法律を制定した。

- D. 「安保法体系」は米軍に特定の治外法権を保障し、出入国管理権、関税自主権、刑事裁判管轄権など国家主権に制限を加えた。平和主義と国民主権にもとづく「憲法体系」と矛盾・対立。
- E. 「安保法体系」は米軍に、「憲法体系」に制約されない基地使用と軍事活動の自由特権を保障。「憲法体系」にもとづく法治国家構造のなかに、米軍に関する一種の「治外法権ゾーン」ができ、「安保法体系」により「憲法体系」が侵食されている。対米従属の根本的構造。
- F. 「安保特例法・特別法」の法案づくりに日米合同委員会が関与した。
- G. 日米合同委員会の密室の合意は「安保法体系」に連なるともいえるし、一種の「密約体系」を成して「安保法体系」を裏側から支えているともいえる。

8. 「憲法体系」に連なる国内法を超越して運用される密約。

- A. 日米合同委員会の密約には、明らかに国内法を超越して運用される密約がある。例えば「身柄引き渡し密約」。日本の警察に逮捕された米軍人・軍属が公務中なのかどうかはっきりしない段階でも、身柄を米軍側に引き渡すというもの。裁判権分科委員会刑事部会の「合意事項」の第9項(a)で、1953年10月22日に合意。
- B. 「(米軍人・軍属の犯罪が)公務の執行中に行われたものであるか否かが疑問であるときには、被疑者の身柄を当該憲兵司令官に引き渡すものとする。合衆国の当局は当該被疑者の公務執行の点に関し、すみやかに決定を行い通知するものとする」
- C. 米軍側に有利。自動車による過失致死傷などの事件の場合、被疑者が「基地間を移動する公務中」と主張したら、日本側が真偽をすぐに確認するのは困難。密約どおりに、公務中なのかどうかはっきりしなくとも、身柄は米軍側に引き渡さなければならない。本当は公務中ではなく、日本側に第1次裁判権があるのかもしれないのに。
- D. 法務省刑事局の秘密資料『秘 合衆国軍隊構成員等に対する刑事裁判権関係実務資料』(1972年)に、この密約は載っており、次のように解説している。要するに米軍関係者という「特殊の地位」に配慮して特別扱いをするということ。
- E. 「公務執行中のものであることが明らかでない以上は、わが方で身柄の拘束を続けてよいことは、被疑者が軍隊の構成員又は軍属という特殊な地位にあることをかんがみ妥当ないので、とりあえずその身柄を軍当局に引き渡す」
- F. 米軍の軍事的な都合を優先。その結果、本来、日本側で裁くべき米軍人や軍属の罪が見落とされ、見逃されてきたケースも少なくないはずだ。
- G. しかし、日本の法律である刑事特別法(地位協定にもとづく米軍関係者の刑事案件に関する法律)の第11条では、日本国当局に逮捕された米軍人・軍属の身柄は、公務中だったと明らかに認められた場合にのみ、米軍側に引き渡すと規定されている。
- H. つまり、明らかに公務中と認められない段階、すなわち公務中かどうかはっきりしない段階では、身柄を米軍側に引き渡してはならない。「身柄引き渡し密約」は刑事特別法という国内法の規定に違反。表向きは刑事特別法で処理すると見せかけて、裏では日米合同委員会の密約で法律を超越して米軍に有利に処理する仕組みがある。

9. さらに「航空管制委任密約」。日米地位協定にも、航空法にも規定がないのに、日米合同委員会の「航空交通管制に関する合意」（1975年）によって、米軍に基地周辺上空の航空管制を「事実上、委任」して認めている。

- A. 「横田空域」と「岩国空域」で米軍が航空管制。日本の飛行機が自由に飛べず、米軍が戦闘機の訓練飛行や輸送機の発着などに独占的に使用。日本の空の主権を侵害。
- B. 日本政府に「横田空域」の法的根拠を記した文書の情報公開を求めて不開示。
- C. 日本政府は「航空交通管制に関する合意」の要旨は公開。合意文書は非公開。要旨には、米軍に対して基地とその周辺の空域における航空管制を認めるとある。しかし 実際は、米軍に航空管制を委任することが合意されている。外務省の機密文書『無期限秘 日米地位協定の考え方・増補版』（1983年）で言及されている。
- D. 「米軍による右の管制業務は、航空法第九六条の管制権を航空法により委任されて行っているものではなく、合同委員会の合意の本文英語ではデレゲートという用語を使用しているが、これは『管制業務を協定第六条の趣旨により事実上の問題として委任した』という程度の意味」
- E. 日米地位協定第6条では日米安保のために、民間用と軍事用の航空管制を日米間で「協調及び整合」を図り、必要な手続きなどを「両政府の当局間」で取り決める定めている。実質的には軍事優先・米軍優先である。
- F. 「両政府の当局間」で取り決めたのが、「航空交通管制に関する合意」。しかし、その取り決めは「事実上」の「委任」で、法令上の委任ではない。「事実上」とは法的根拠はないが、実際に行なわれていることを黙認する場合に使われるものだ。
- G. 法的根拠がないのに、地位協定第6条の「趣旨」を汲んで、米軍が占領時代から事実上やってきていることだから認めて、「事実上」の「委任」をしたということ。

10. 「日米両政府を拘束する」という日米合同委員会の合意の異常性。

- A. しかし、日米合同委員会の合意はそれほどの効力を持つと考えられるものなのか。ところが、『地位協定の考え方』は驚くべき解釈を示す。
- B. 「地位協定の通常の運用に関する事項に関する合同委員会の決定（いわゆる『合同委員会の合意事項』）は、いわば実施細則として、日米両政府を拘束するものと解される」
- C. 日米合同委員会の合意が、法的定義も不確かな「いわば実施細則」として、たとえば航空法という法律を超越して、「日米両政府を拘束する」とは異常な解釈。憲法にもとづく国権の最高機関、国会にさえも公開せず、主権者である国民・市民とその代表である国会議員に対して秘密にしたまま、ごく限られた高級官僚と在日米軍高官とが日米合同委員会の密室で結んだ合意が、「いわば実施細則」として、法律を超越して「日米両政府を拘束する」ほどの巨大な力を有しているというのだ。
- D. 日米合同委員会の密室の合意が、「憲法体系」の及ばない間の領域から「日米両政府を拘束する」（実態は日本政府こそが拘束されるのだが）ほどの巨大な効力を密かに発し、日本の主権を侵害している異常事態。
- E. 在日米軍司令部の内部文書、「JOINT COMMITTEE AND SUBCOMMITTEES」（「合同委員会と分科委員会」2002年）にも、日米双方の代表は単に日米合同委員会委員の代表としてだけではなく、日米双方の「政府を代表する立場」にあり、「合同委員会での合意は日米両政府を拘束する」という説明がある。

F. しかし、日米合同委員会を設置した法的根拠の地位協定第25条には「協議を必要とするすべての事項に関する日本国政府と合衆国政府との間の協議機関」という規定はあるが、「合同委員会の合意事項は、いわば実施細則として、日米両政府を拘束する」などとは書かれていない。もちろん国会で承認された解釈でもない。ただ日米合同委員会の密室でそう合意しただけ。それ自体が密約そのもの。

G. 安倍内閣は、山本太郎参院議員の質問主意書への答弁書（昨年12月）で、日米合同委員会の合意は「地位協定の実施の細則を定める取り決めであることから、その内容について国会の承認を得る必要があるとは考えていない」と答弁した。

1.1. 日米合同委員会の情報公開、米軍有利の合意・密約の廃棄、合同委員会の廃止へ。

- A. 日米合同委員会は米軍の占領時代からの特権を維持し、変化する時代状況に応じて新たな特権を確保してゆくための「政治的装置」。
- B. 米軍が日本の高級官僚との密室協議の仕組みを利用し、事実上の治外法権・特権を日本政府に認めさせる一種の「権力構造」。「いわば実施細則」の合意に法律を超えて「日米両政府を拘束する」ほどの効力を持たせる仕掛けも、そのため。
- C. 日米合同委員会の高級官僚らは「安保法体系」と「密約体系」と一体化、憲法による「法の支配」に服さず、「法の支配」の枠外に出てしまっている。日米合同委員会は立憲主義を侵食する闇の核心部ともいえる。しかし、このままでいいはずはない。
- D. 国会に「日米地位協定委員会」を設置し、国政調査権により日米合同委員会の合意文書や議事録の全面的な情報公開をさせるべき。米軍の特権を認める合意・密約も廃棄し、地位協定の解釈と運用を国会の管理下に置き、地位協定の抜本的改定と合同委員会の廃止をすべき。地位協定を改定しても合同委員会の密室の合意（「日米両政府を拘束する」）システムが残れば、米軍優位の構造は解消されない。
- E. 真の主権回復と主権在民の実現。この国が戦後70年あまりにわたってかかる課題が、日米合同委員会の問題に鋭く映し出されている。

吉田敏浩 さん

出典: フリー百科事典『ウィキペディア(Wikipedia)』

[Jump to navigation](#)[Jump to search](#)

吉田 敏浩(よしだ としひろ、1957年9月11日)、立教大学大学院特任教授。日本のジャーナリスト。

経歴

大分県臼杵市の出身である。明治大学文学部卒業。大学在学中は探検部に所属。1985年3月から1988年10月まで、ビルマ(現ミャンマー)北部を長期取材し、自らマラリアに感染し生死をさまよう。その記録をNHK番組「回想のジャングル」で発表。記録をまとめた「森の回廊」を出版し、第27回大宅壮一ノンフィクション賞を受賞した。「赤紙と微兵」(彩流社)で第2回いける本大賞を受賞。「日米合同委員会」の研究で第60回JCJ(日本ジャーナリスト会議)賞を受賞。現在は各地で講演などを行っている。妻との間に2男の子供がいる。アジアプレス・インターナショナル所属。神奈川県横浜市在住。

著書

- 森の回廊(日本放送出版協会、1995年)
- 宇宙樹の森(現代書館、1997年)
- 北ビルマ、いのちの根をたずねて
- 生命の森の人びと
- 夫婦が死と向きあうとき
- ルポ戦争協力拒否(岩波新書、2005年)
- 生と死をめぐる旅へ
- 民間人も「戦地」へ、テロ対策特措法の現実
- 反空爆の思想
- 密約、日米地位協定と米兵犯罪
- 人を“資源”と呼んでいいのか
- 赤紙と微兵
- ダイドー・ブガ、北ビルマ・カチン州の天地人原景(写真集)
- 沖縄、日本で最も戦場に近い場所(毎日新聞社、2012年)
- 検証・法治国家崩壊 砂川裁判と日米密約交渉(共著)創元社 2014年
- 日米合同委員会の研究 謎の権力構造の正体に迫る 創元社 2016年

以上